

公益財団法人富山文化財団
役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人富山文化財団（以下「本財団」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、交通費等経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本財団は、役員及び評議員の職務遂行の対価として報酬を支給する。

- 2 役員の報酬は日額とし、会議等への出席又は決議の省略による意思表示の都度、別表第1に定める年度総額の範囲内で支給する。
- 3 評議員の報酬は定款第13条に定める金額の範囲内で、別表第2に基づき支給する。
- 4 第2項に定める決議の省略による意思表示に係る報酬は、意思表示をした時点をもって支給するものとし、会議等の成立は問わないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員、評議員及び選考委員の報酬等は、月の初日から、その月の末日までの間における出席日数により計算した総額を、翌月10日までに支給する。

- 2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振り込むものとする。ただし、本人が申し出た場合は、通貨をもって本人に支給することができる。

(公表)

第5条 本財団は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2020年11月16日から施行する。

別表第1) 役員の報酬

役 職	会議等への出席 (1人あたり)	会議等への決議の省略による意思表示 (1人あたり)	年度総額 (合 計)
理事	30,000 円 (税抜)	30,000 円 (税抜)	3,000,000 円 (税抜)
監事	30,000 円 (税抜)	30,000 円 (税抜)	1,000,000 円 (税抜)

別表第2) 評議員の報酬

役 職	会議等への出席(1人あたり)	会議等への決議の省略による 意思表示(1人あたり)
評議員	30,000 円 (税抜)	30,000 円 (税抜)

※1 会議等とは、以下をいう。

- ① 評議員会、理事会及び選考委員会の開催
- ② 本財団役職員との次に定める打ち合わせ
 - ア 公益目的事業に関すること
 - イ 本財団の管理運営に関すること
- ③ 監事監査会への出席 (監事のみ)

※2 会議等への決議の省略による意思表示をする場合において、複数の提案があったときは、その意思表示をした時点を1回として取り扱うものとする。